

陶芸の村公園利用に関する基準

項目	基準	理由
ゴルフ	禁止	他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため。
犬の放し飼い	禁止	フンなどの不始末となる可能性が高いため。 他の公園利用者が怖がることがあるため。 ※芝生に動物を連れて入ることは禁止(身体障がい者補助犬を除く。)
バイク・自動車の乗り入れ	禁止	他の公園利用者が危険であるため。 ※駐車場は除く。
自転車の乗り入れ	禁止	園内は、自転車から降りて通行すること。
サッカーのパス、キャッチボール、フリスビー等	条件付加	「運動広場」、「隣接広場」、「交流広場」、「催物広場」のみ可。他の利用者に迷惑とならないようにすること。 ※クラブ活動、スポーツ少年団等の使用は禁止。
バットを使っての野球等	禁止	飛距離が長く、スピードも出て危険であるため。
スケートボード、ローラースケートなど	禁止	他の公園利用者が危険であるため。
ラジコン	禁止	他の公園利用者が危険であるため。
キャンプ(テントの設営)	禁止	芝生などを傷める可能性があるため、テントの設営は禁止とする。また、公園内での宿泊も禁止とする。 備考:簡易的な日よけ、移動式ベンチなどは、高齢者や幼児などに配慮し可。
バーベキュー	禁止	芝生への影響や火災などの原因となるため。
花火	禁止	特にロケット花火や爆竹などの花火は、他の公園利用者が危険であるため。 ゴミの回収が困難であるため。
グラウンド・ゴルフ、ゲートボール	条件付加	「運動広場」、「隣接広場」、「交流広場」、「催物広場」、「グラウンド・ゴルフ専用コース」のみ可
物品の販売	条件付加	物品の販売は、近隣の同業者に影響を与える恐れがあるため。 ※市の主催、共催、後援事業は、主催者の判断とする。
広告、ビラ配り	禁止	宗教、政治活動に連動、若しくは営業行為となる恐れがあるため。
イベント用テント	条件付加	原則、市の主催、共催、後援事業のみ可。
ラジオ体操、太極拳	条件付加	道具を使用せず、健康増進のためのものであり、危険を及ぼすことはないが、他の利用者に迷惑とならないようにすること。
ジョギング、ウォーキング	条件付加	他の利用者に迷惑とならないようにすること。 ※クラブ活動、スポーツ少年団等の使用は禁止。
ミニコンサート	条件付加	他の利用者や近隣住民に迷惑がかからないこと。開催にあたっては、周辺住民の同意を義務付ける。